

外郭団体のあり方 改定ポイント

これまでの取組

- 本市における外郭団体改革を推進するため、平成21年に「外郭団体のあり方」を策定し、それに則り、「必要性」「実施主体」「市の関与」の視点で総点検を行い、①統廃合の推進、②関与の見直し、③自主的・自立的な経営改善の推進という三つの方針に従って、平成21～25年度にかけて見直しに取り組んできたところである。

項目	平成20年度	平成25年度
統廃合の推進	43団体	25団体(▲18団体)
役員の削減	689人	308人(▲381人)
随意契約の見直し	197億円	21億円(▲176億円)
市の補助金・委託料等の支出の見直し	287億円	121億円(▲166億円)

- 各外郭団体は、自主的・自立的・持続可能な団体として、自ら経営戦略計画を定め、経営改善に努めるようになっている。

国の動き

国において、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定(平成26年度)

<指針の主な内容>

平成25年度までは、基本的にすべての第三セクター等について、存廃を含めた抜本的改革の推進を要請

新たな指針では、第三セクターの経営健全化と適切な活用による地域の元気創造の両立を要請

○地方公共団体の第三セクター等への関与

経営状況等の把握、監査、評価 等

○第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

第三セクター等の経営健全化についての役割分担 等

○第三セクター等の活用

地方公共団体の区域を超えた活動 等

外郭団体のあり方(21年4月策定)について、実情に踏まえて改定(28年4月)